

法律相談報告書

相談日：平成30年12月27日（木）

内 容：消防救急デジタル無線機購入に関する富士通ゼネラルの談合疑惑に
対し、損害賠償請求の時期等を含めた今後の対応について

部課名：消防本部消防総務課

担当者：宮崎 充弘

相談先：上原合同法律事務所 上原 健嗣 弁護士、堀田 健 弁護士

【回答】

- ・国からの落札率や損害額等に関する明確な資料が一向に示されないなかで、
独自に取り寄せた資料から本市の損害額を算出したものを報告書に記載して
いるが、この算定に際しての考え方には十分な合理性が見られ、訴訟を提
起するまでの数的な根拠として活用できるものと考えられる。
- ・3年とされている時効の起点については、排除措置命令が発令された平成
29年2月と考えるのが一番妥当。
[REDACTED]
- ・
[REDACTED]
[REDACTED] 本市の訴訟提起についても選択肢となり
得るのではないか。また、本市の入札に関しては、今回命令を受けた業者
以外の業者も参加している。裁判を進めていく上では、この点が重要にな
ると思われる。
- ・訴訟に踏み切る上で、可能な限りの材料を集めておく必要がある。裁判が
係争中であっても、利害関係がある者が申請すれば訴訟記録の閲覧・謄写
は可能なので、一度東京に出向き、現在の富士通ゼネラルの命令取消訴訟で
提出されている資料を手に入れが必要。
[REDACTED]
- ・国からの方向性が示されないこと、また富士通ゼネラルが取消訴訟の最中で
あることを理由にこのまま停滞させていては、時効となり、当然、住民訴訟
のリスク等も高まる。資料の収集等に要する時間なども考慮して、6月議会
を目指として訴訟の準備を進めるのが妥当ではないか。



様式第3号

情報部分開示決定通知書

富消総第705号
令和元年10月10日

南河内オンブズマン

代表 中山 佑子 様

富田林市消防長 京谷 倫之介



令和元年10月2日付けで請求のあった情報の開示については、下記のとおり部分開示とすることを決定したので、富田林市情報公開条例第9条第1項の規定により、通知します。

記

開示する情報の件名又は内容	消防救急デジタル無線談合事件の訴えの提起について ・訴訟すべきであると付した理由書または起案書	
開示の日時及び場所	令和元年10月10日 午前8時30分に (富田林市消防本部 3階) にお越しください。	
開示の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (口送付)	
開示しない部分の概要	法律相談報告書に記載された文章の一部	
開示しない理由	富田林市情報公開条例 第6条第1項第7号に該当 〔その理由〕 法人から任意に提供された情報であり、開示することにより今後の協力を得ることが困難となり、将来、市の情報入手に著しい支障を及ぼすと認められるため。	
*開示をすることができるようになる期日	年 月 日	
所管課	富田林市消防本部 消防総務課 電話番号 0721-23-1123	

注1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、富田林市長に対して審査請求することができます。

この決定の取消しの訴えは、決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に富田林市を被告（富田林市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。なお、決定の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起できません。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であれば提起することができます。

注2) お越しの際は、この通知書を提示してください。

注3) 指定された日時の都合が悪い場合は、あらかじめ所管課までご連絡ください。

注4) *印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。この情報の開示を希望されるときは、この期日以後に改めて請求してください。